

よる摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	801 単位
b 要介護 2	853 単位
c 要介護 3	905 単位
d 要介護 4	956 単位
e 要介護 5	1,008 単位

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 要介護 1	711 単位
b 要介護 2	757 単位
c 要介護 3	803 単位
d 要介護 4	849 単位
e 要介護 5	895 単位

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1		652 単位
ii 要介護 2		704 単位
iii 要介護 3	従来型個室	756 単位
iv 要介護 4		807 単位
v 要介護 5		859 単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1		783 単位
ii 要介護 2		835 単位
iii 要介護 3	多床室	887 単位
iv 要介護 4		938 単位
v 要介護 5		990 単位

(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)

a 診療所型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1		562 単位
ii 要介護 2		608 単位
iii 要介護 3	従来型個室	654 単位
iv 要介護 4		700 単位
v 要介護 5		746 単位

b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)

i 要介護 1		693 単位
ii 要介護 2		739 単位
iii 要介護 3	多床室	785 単位
iv 要介護 4		831 単位
v 要介護 5		877 単位

(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1		723 単位
b 要介護 2		775 単位
c 要介護 3	ユニット型個室	827 単位
d 要介護 4		878 単位
e 要介護 5		930 単位

(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅱ)

a 要介護 1	723 単位
b 要介護 2	775 単位
c 要介護 3	827 単位
d 要介護 4	878 単位
e 要介護 5	930 単位

ユニット型準個室

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入院しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*)に対して、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間(従来型個室に入院している期間が30日に満たない場合は、当該入院期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を支給する場合には、それぞれ診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

- * 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・介護療養型医療施設（診療所）

6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12 単位
ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること
ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算

28 単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*)指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経口により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(**)を含む。)は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの(経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合(*)を含む。)に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡

検査により適切に評価されていること

- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 要介護 1	1,004 単位
b 要介護 2	1,075 単位
c 要介護 3	1,145 単位
d 要介護 4	1,216 単位
e 要介護 5	1,286 単位

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)

i 要介護 1	855 単位
ii 要介護 2	926 単位
iii 要介護 3	996 単位
iv 要介護 4	1,067 単位
v 要介護 5	1,137 単位

従来型個室

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 要介護 1	975 単位
b 要介護 2	1,044 単位
c 要介護 3	1,112 単位
d 要介護 4	1,181 単位
e 要介護 5	1,249 単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 要介護 1	959 単位
b 要介護 2	1,026 単位
c 要介護 3	1,093 単位
d 要介護 4	1,161 単位
e 要介護 5	1,228 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1		986 単位
ii 要介護 2	多床室	1,057 単位
iii 要介護 3		1,127 単位
iv 要介護 4		1,198 単位
v 要介護 5		1,268 単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1		826 単位
ii 要介護 2	従来型個室	895 単位
iii 要介護 3		963 単位
iv 要介護 4		1,032 単位
v 要介護 5		1,100 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1		957 単位
ii 要介護 2	多床室	1,026 単位
iii 要介護 3		1,094 単位
iv 要介護 4		1,163 単位
v 要介護 5		1,231 単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)

a 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i)

i 要介護 1		810 単位
ii 要介護 2	従来型個室	877 単位
iii 要介護 3		944 単位
iv 要介護 4		1,012 単位
v 要介護 5		1,079 単位

b 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii)

i 要介護 1		941 単位
ii 要介護 2	多床室	1,008 単位
iii 要介護 3		1,075 単位
iv 要介護 4		1,143 単位
v 要介護 5		1,210 単位

(2) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I)

a 要介護 1	874 単位
---------	--------

b 要介護 2	ユニット型個室	945 単位
c 要介護 3		1,015 単位
d 要介護 4		1,086 単位
e 要介護 5		1,156 単位

(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (II)

a 要介護 1	ユニット型準個室	874 単位
b 要介護 2		945 単位
c 要介護 3		1,015 単位
d 要介護 4		1,086 単位
e 要介護 5		1,156 単位

※ 平成17年9月30日において従来型個室に入院しており、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）を支給する場合は、当分の間、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間（従来型個室に入院している期間が30日に満たない場合は、当該入院期間）において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入院する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）を支給する場合は、それぞれ認知症疾患型介護療養施設サービス費（I）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（II）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）、認知症疾患型介護療養施設サービス費（III）の認知症疾患型介護療養施設サービス費（ii）を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
 ・介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟）6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
- ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること
- ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること
- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていること

- もに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること
- ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28 単位
注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（**）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注 2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して

経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入院患者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算は算定しない。

イ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護療養型医療施設において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

食事の提供に要する費用の額の算定表	
基本食事サービス費(1日につき)	2,120円
注1 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設の入所者又は入院患者について、当該食事の提供を行ったときに算定する。	
イ 食事の提供が、管理栄養士によって管理されていること。	
ロ 入所者又は入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。	
ハ 適時の食事の提供が行われていること。	
ニ 適温の食事の提供が行われていること。	
ホ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護保険施設において行われること。	
2 次のいずれかの基準に該当する食事の提供を行ったときは、次に掲げる区分に従って、1日につき次に掲げる額を所定額から減算する。	
イ 注1のロ及びホの基準に適合し、かつ、注1のイ、ハ又はニの基準のいずれかに適合しないこと(注1のイの基準に適合しないときは、食事の提供が栄養士によって管理されている場合に限る。)	200円
ロ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていないこと、注1のロの基準に適合しないこと又は注1のホの基準に適合しないこと。	600円
3 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、注1のロ及びホの基準に適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う介護保険施設が、別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1日につき350円を所定額に加算する。	

(削除)